観音寺東公民館区社会福祉協議会会則 (施行細則)

(総 則)

第1条 会則第15条の規定により、観音寺東公民館区社会福祉協議会会則施 行細則を次ぎのように定める。

(総会の構成員)

第2条 会則第10条の規定による総会を構成する東公民館区内各町自治会の 代表者については、自治会加入世帯数により算出し、自治会ごとの代表 者数は別表のとおりとする。

(会 費)

第3条 会則第12条の規定による会費は次のとおりとし、毎年5月末日までに納入するものとする。

一般会費年200円賛助会費年1,000円特別会費年5,000円

(役員の任期)

- 第4条 会則第8条の規定による役員の任期は、年度により起算する。
 - 2 部会は必要に応じ部会長が招集し、その議長となる。
 - 3 部会は会長の諮問に応えるとともに、次の事項を処理する。
 - (1) 専門的事項についての調査研究
 - (2) 年度実施事項の計画及び推進
 - (3) その他必要なこと

(費用)

第5条 部会の運営に要する費用は、観音寺東公民館区社会福祉協議会が支弁する。

(雑 則)

第6条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、観音寺東社会福祉協議会に諮り会長が定める。

付 則

この規定は、平成13年11月28日から施行する。

この規定は、平成15年 6月28日から施行する。

別 表

<u>N</u>		
自治会名	自治会加入世帯数	※会代表者数 30世帯/1人
茂木	2 0 0	6
茂 西	5 5	1
上市	9 2	3
川原	4 8	1
八 幡	186	6
天 神	1 3 8	4
坂本	3 7 2	1 2
幸	3 4	1
殿	4 3	1
≅ +	1, 168	3 5

(注) 自治会加入世帯数は令和5年4月1日現在